

二階氏秘書「不起訴不当」

東京検察「捜査尽くされず」
審査会

西松建設がダミーの政治団体を使い、自民党二階派政治団体「新しい波」のパイティー券340万円分を購入した問題で、東京第3検察審査会は22日までに、政治資金規正法違反容疑で告発された二階俊博経済産業相の秘書(氏名不詳)を不起訴とした東京地検の処分について、「不起訴不当」と議決した。議決は21日付。二階氏秘書をめぐる議決は初めて。

議決書によると、「捜査が尽くされているとは到底言えないとの印象が強い」とした上で「強い政治不信が見られる政治状況を踏まえると、パイティー券を購入した側だけを処罰するのは納得できない」として捜査の継続を求めた。

この問題は大阪市の市民

郎民主党代表代行側への献金と併せ規正法違反の罪に問われ、17日に禁固1年4月、執行猶予3年の有罪判決を受けた。

市民団体の共同代表で告発代理人の阪口徳雄弁護士は「検察側は野党の小沢氏側についてあれだけ捜査したのだから、与党についてももっと捜査すべきだ」という議決。再度徹底して捜査して起訴するべきだ」と話している。